

第2号様式

鹿児島県警察職員受動喫煙防止対策実施要領の制定について（概要）

（令和元年5月21日 鹿厚第52号、鹿会第165号）

本通達は、職場における望まない受動喫煙の防止に必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 目的
- 受動喫煙防止のための方法
 - ・ 警察施設の敷地内は、職員、来訪者ともに終日禁煙とする。

等である。